

香川県海岸漂着物対策活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、香川県海岸漂着物対策活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 推進員は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有し、次の各号の全てを満たす者の中から知事が委嘱する。

- (1) 県内に居住又は在勤若しくは在学する者であること。
- (2) 年齢満18歳以上の者（ただし、高校生を除く。）であること。
- (3) 県又はかがわ里海大学協議会が実施する海ごみ清掃活動等のリーダーを養成するための講座を修了した者又はこれらの講座の講師を務めるなどリーダーの養成に携わった者であること。

(委嘱期間)

第3条 推進員の委嘱期間は、委嘱された日から、翌々年度の年度末までとする。
なお、再委嘱を妨げない。

(身分)

第4条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、公職としての身分を保有するものではない。また、委嘱により何らかの権限を持つものではない。

(活動)

第5条 推進員は、法第16条第3項に規定する活動を行う。

(活動上の義務)

第6条 推進員は、推進員であることを利用して、営利活動など、推進員として相応しくない行為をしてはならない。

2 推進員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。

(解嘱)

第7条 知事は、推進員から辞任の申出があったときは、解嘱するものとする。

2 知事は、推進員が第5条に定める活動を行う見込みがないと認められるとき、又は推進員として相応しくない行為が認められるときは、解嘱することができる。

(活動経費)

第8条 推進員はボランティアとして活動を行うものであり、原則、県は、推進員の活動に係る経費の負担は行わない。ただし、必要があると認められた場合には、県及び活動の関係機関等が経費を負担できるものとする。

(報告)

第9条 推進員は、年間活動状況について、毎年2月15日までに知事へ報告するものとする。報告期間は、前回の活動報告以降の日から2月1日までとする。

(情報提供等)

第10条 県は、推進員が適切な活動を行うために必要な情報提供等を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 知事は、住民及び各種団体等との連携を図るため、推進員の氏名及び主な活動地域等を記載した推進員名簿をホームページ等にて公表するものとする。

2 知事は、海岸漂着物対策等の推進を目的に、推進員の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを、市町長等から求めがあった場合に本人の了承を得た上で提供できるものとする。

(庶務)

第12条 推進員に関する庶務は、香川県環境森林部環境管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月1日から施行する。